

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 8 号

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則

四日市市契約施行規則（昭和 3 9 年四日市市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第 3 0 条の 2 関係）	
1 工事又は製造の請負	<u>2 0 0 万円</u>
2 財産の買入れ	<u>1 5 0 万円</u>
3 物件の借入れ	<u>8 0 万円</u>
4 財産の売払い	<u>5 0 万円</u>
（略）	
6 上記に掲げるもの以外のもの	<u>1 0 0 万円</u>

改正前	
別表（第 3 0 条の 2 関係）	
1 工事又は製造の請負	<u>1 3 0 万円</u>
2 財産の買入れ	<u>8 0 万円</u>
3 物件の借入れ	<u>4 0 万円</u>
4 財産の売払い	<u>3 0 万円</u>
（略）	
6 上記に掲げるもの以外のもの	<u>5 0 万円</u>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部調達契約課)